

クラウド型 WAF サービス利用約款

第1条（本約款の適用）

- 1 NHN テコラス株式会社（以下「当社」といいます。）は、クラウド型 WAF サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）を定め、契約後は本約款を遵守することを条件として、本サービス（第2条第（1）号に定義します。）を提供します。
- 2 本約款にて記載しない内容 については、株式会社アイロバ（以下「アイロバ社」といいます。）が定める『BLUE Sphere サービス契約約款』に準ずるものとします。本約款と『BLUE Sphere サービス契約約款』の内容に矛盾が生じる場合には、本約款に定める事項を優先するものとします。なお、『BLUE Sphere サービス契約約款』を当社と契約者（次条第1項（2）号に定義します。）との契約条件として適用する場合、『BLUE Sphere サービス契約約款』における「提供者」を当社に読み替えて適用するものとします。

BLUE Sphere サービス契約約款の URL :

https://bluesphere.jp/pdf/bs_clause.pdf

- 3 本約款は、契約者による本サービスの利用の全てに適用されるものとします。

第2条（定義）

本約款における次の用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 本サービスとは、当社がアイロバ社から提供を受け、当社が契約者に提供する「BLUE Sphere」及び当該製品に付随するサービスをいいます。
- (2) 契約者とは、当社と利用契約（本項第（4）号に定義します。）を締結している者をいいます。
- (3) 申込者とは、本約款第3条第1項に定める方法により、当社に対して本サービスの利用申込みをした者をいいます。
- (4) 利用契約とは、本約款第3条第2項に定める方法により、当社と契約者との間で成立した本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (5) 利用料金とは、初期費用を含む、本サービスの利用にかかる一切の料金をいいます。
- (6) 担当責任者とは、契約者が本サービスの提供を受けるにあたり、当社からの連絡が可能でかつ日本語にて対応することができる者として契約者が選任した者をいいます。

- (7) 連絡先等とは、担当責任者の連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項をいいます。
- (8) 本件資料とは、当社が契約者に対して本サービスを提供する上で必要な、契約者が用意・作成する仕様その他の資料をいいます。
- (9) 契約者情報とは、契約者の商号、住所、担当者責任者の氏名及び連絡先等契約者が当社に提供する情報をいいます。

第3条（利用契約の成立）

- 1 申込者は、当社による諸条件の説明（口頭、書面、WEB サイト）、本約款及び『BLUE Sphere サービス契約約款』の内容を確認し同意した上で、当社指定の注文書等の書面にて本サービスの利用申込をします。
- 2 前項による本サービスの利用申込がなされ、当社が次条第2項に定める方法によってこれを承諾した場合には、当社と申込者間において本約款及び『BLUE Sphere サービス契約約款』に基づく利用契約が成立するものとします。

第4条（申込みの諾否）

- 1 当社は、前条に定める申込者による本サービスの申込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次の各号に掲げる事項に該当すると当社が判断した際には、申込みに対する承諾を拒否できるものとします。
 - (1) 申込者がサービスの利用料金若しくは遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合
 - (3) 申込者が、第22条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、またはその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 申込みを行う際の注文書等の書面に虚偽の記載があった場合
 - (5) 本サービスの提供が技術上困難と考えられる場合
 - (6) 前号までのほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約を締結することが適当でないと判断した場合
- 2 当社が第3条（利用契約の成立）の申込みに対する諾否に関して、当社は申込者に対して書面又は電子メールによってこれ通知をします。

第5条（約款の変更）

- 1 当社は、以下の場合に、契約者に事前の通知をすることなく、当社又はアイロバ社の裁量によって本約款を改定することができるものとし、改定した場合における利用契約の内容は変更後の本約款によるものとします。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 本約款の変更に関する通知は、当社のウェブサイト上での掲示、電子メールの送信、その他当社が適用と判断する方法により行います。変更後の効力は、当該通知がなされた時点で有効とします。

第6条（利用目的）

契約者は、本サービスを自己が利用する限りにおいて利用できるものとし、第三者に販売又は使用を許諾してはならないものとします。

第7条（担当責任者）

- 1 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め担当責任者の連絡先等を、当社が指定する手段で当社に届け出るものとします。
- 2 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちに当社に届け出るものとします。
- 3 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことにより当社からの連絡を認識せず、又は当社からの連絡が不能なことに起因して契約者（本サービスに関わる契約者の顧客、契約者のサービスの利用者その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 4 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とします。
- 5 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用を当社に対して支払うものとします。

第8条（契約者情報の変更通知）

契約者は、契約者情報に変更があったときは、当社に対して速やかに当社が指定する方法によってその変更を届け出るものとします。

第9条（資料の提供）

- 1 契約者は、当社の求めに応じて本件資料を当社に対して提供しなければならないものとします。
- 2 当社は善管注意義務をもって本件資料を保管及び管理するものとし、本サービスを提供する目的以外の目的に使用してはならないものとします。

- 3 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、本件資料の全部又は一部を複製又は、複製することができるものとします。
- 4 契約者が本件資料の提供を遅滞し、又は内容に誤りがあることによって、当社が本サービスの提供を遅滞し、不完全な履行をし、又は履行不能となった場合において、契約者に損害が生じたときであっても、当社は当該損害に対する責任を負わないものとします。

第10条（第三者への委託）

- 1 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を、アイロバ社を含む第三者に委託することができるものとします。
- 2 前項の定めにより、第三者に業務を委託する場合には、当社は当該第三者に対し、利用契約によって当社に課された義務と同等の義務を課すものとし、委託先の行為について責任を負うものとします。

第11条（利用料金）

- 1 利用料金は、当社が申込者又は契約者に対して別途事前に提示する見積書又は料金表等（以下「料金表等」といいます）に従うものとします。当社が当該事前提示を行った料金表等の内容は、利用契約に含まれるものとします。
- 2 当社は、料金表等を変更することがあります。この場合、契約者は、変更後の料金表等に従って利用料金を支払う義務を負います。当社が料金表等を変更する場合には、変更日の1か月前までにあらかじめ契約者に変更後の料金表等を提示するものとします。

第12条（利用料金の支払い義務）

- 1 契約者は、別途当社が指定するスケジュールに従って利用料金の支払義務を負いません。
- 2 本サービスの一時中断等により本サービスを利用することができなかった場合の利用料金の支払条件は、次のとおりとします。
 - (1) 契約者による本サービスの利用の一時中断があつたときでも、契約者はその期間中に生じた利用料金の支払義務を負います。
 - (2) 契約者による本サービスの利用の停止があつたときでも、契約者はその期間中に生じた利用料金の支払義務を負います。
 - (3) 前各号の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失により契約者が本サービスを一切利用できなくなったときには、契約者はその期間中に生じた利用料金の支払義務を負わないものとします。

第13条（遅延損害金）

契約者が、利用料金の支払い又はその他の債務（遅延損害金を除きます。）の履行を怠ったときは、支払期日の翌日から支払済みまで年14.5%の割合（閏年を含む期間であっても1年を365日当たりの割合とします。）による遅延損害金を支払う義務を負います。ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第14条（1ヶ月未満の利用料金）

利用料金の計算は、基本的に月単位となり、該当月に利用された時点で月額利用料金が発生します。

第15条（契約期間）

- 1 本サービスの提供期間は、当社が契約者に対して、本サービスの設定完了を通知した日（以下「開始日」といいます。）から開始し、別途解除の手続を取るまでとします。また、開始日から1か月を経過するまでの期間を最低利用期間とします。ただし、特別の定めがあるときはこの限りではありません。
- 2 契約者又は当社が契約期間終了の1か月前までに更新拒絶の意思又は契約変更の意思を示さない場合には、自動的に既に契約されている契約単位（契約期間）で更新されるものとし、以後同様とします。契約者が更新後の契約期間の変更を希望する場合は、別途当社に対して申し入れが必要となります。
- 3 契約者は、最低利用期間中に契約の解除をすることができません。
- 4 契約者は、最低利用期間内に契約の解除をした場合には、当社が定める期日までに契約時に定めた利用料金に残存期間分（月割）を乗じた額を支払うものとし、

第16条（契約者による利用契約の終了）

- 1 契約者は、当社が定める最低利用期間以降であれば、利用契約終了希望日の1か月前までに当社に対し、書面又は電子メールにて通知をすることでいつでも利用契約を解約できるものとし、
- 2 前項の定めに従って契約者が利用契約を解約した場合、当社は解約日までに契約者から受領した利用料金を返還する義務を負わないものとし、また、解約日までに発生する利用料金について解約日時点において未払分ある場合には、契約者は当社に対して当該未払い分を支払うものとし、

第17条（利用契約の解除）

- 1 当社は、契約者が次の各号に該当すると判断した場合、何らかの義務/催告を要せず直ちに利用契約を解除することができるものとし、

- (1) 利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
 - (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき
 - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき
 - (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき
 - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 2 本条に基づき、利用契約が解除された場合であっても、当社はすでに受領した本サービスの利用料金等を返金する義務を負わず、また当社及び契約者は相手方に損害が発生したとしても当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第18条（当社による本サービス提供の廃止）

前条に定める事項の他、当社は、本サービスの一部を廃止せざるを得ない場合には、利用契約を解除できるものとします。この場合、廃止となる本サービスの利用料金が既に支払われている場合、当社は、廃止日以降に相当する利用料金を返還します。

第19条（損害賠償）

- 1 当社は、本サービスに関連して契約者に損害を与えた場合、現実には生じた通常の直接損害のみ賠償するものとし、契約者における第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、当社に故意または重過失が原因として存する場合には適用しません。
- 3 本サービスの利用に関し、当社が損害賠償責任を負う場合、契約者が当社に本サービスの対価として支払った1ヶ月間の総額を上限とします。

第20条（知的財産権等）

プログラム、サービス提供画面、ソフトウェア等本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の財産的権利又は人格的権利（以下「知的財産権等」いいます。）は、全てアイロバ又はアイロバ社にライセンスを許諾するライセンサーに帰属します。

第21条（機密保持義務）

- 1 「本件機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を明示して開示した情報をいいます。ただし、次の各号の

いずれかに該当する情報は、本件機密情報に含まないものとします。なお、本件機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」といいます。

- (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
- (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
- (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
- (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報

2 受領者は、以下の各号に基づき本件機密情報を利用契約が有効に存続する期間及び終了後3年間、機密として保持するものとします。

- (1) 本件機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
- (2) 受領者は、本サービスを提供し、又は本サービスの提供を受ける目的以外の目的で本件機密情報を使用してはならないものとします。
- (3) 受領者は、本件機密情報を利用契約に関係する役員及び従業員（以下「関係従業員等」といいます。）以外のものに開示してはならないものとします。受領者は、関係従業員等に対して、本件機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。
- (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、本件機密情報を、利用契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等を行わないものとします。
- (5) 受領者は、本件機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して保管するものとします。
- (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、本件機密情報を第三者に開示することができます。

3 開示者により開示された個人情報とは本件機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとします。

4 当社及び契約者は、本件機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。

5 当社は、本条の規定に関わらず、「特定電気通信役務当社の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第4条に基づく開示請求が第三者からなされ、その要件が充足された場合、当該開示請求の範囲に限り、契約者の個人情報を当該請求者に対し開示することができるものとします。

- 6 当社と契約者との間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的で締結される契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を利用契約に優先させるものとします。
- 7 本条の規定にかかわらず、当社は、自己の責任において、当社の親会社及びアイロバ社（以下「関係会社」といいます。）に対して、本件機密情報を開示することができるものとします。なお、本項に基づき本件機密情報を開示する場合には、当社は、利用契約に基づき当社に課された機密保持義務と同等の義務を関係会社に課すものとし、関係会社の義務違反につき責任を負うものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - （2） 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - （3） 暴力団準構成員
 - （4） 暴力団関係企業
 - （5） 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - （6） 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - （7） その他前各号に準じる者
- 2 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5） その他前各号に準じる行為

- 3 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定により本契約を解除した場合、解除した側の当事者は、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第23条（協議）

本約款及び BLUE Sphere サービス契約約款に定めのない事項又は疑義のある事項が生じた場合には、当社及び契約者は誠意を持って協議し、その解決を図るものとします。

第24条（終了後の措置）

- 1 当社は、利用契約の終了または解約後、契約者に対する通知なく、直ちに本サービスに格納された全てのデータ（設定情報、契約者の顧客が入力した情報を含みますが、これらに限りません。）を削除できるものとし、当該データを返還、保管又は保護する義務を負わないものとします。
- 2 前項に基づき当社がデータの削除を実施した際に契約者に何かしらの損害が生じた場合であっても、当社は契約者に対し、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第25条（存続条項）

理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合であっても本約款第1条第2項、第10条第2項、第13条、第14条、第15条第4項、第16条第2項、第17条第2項、第18条乃至第21条、第22条第4項、第23条、第24条、本条乃至第27条の規定は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第26条（管轄裁判所）

利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（準拠法）

本約款の解釈は日本法に基づくものとします。

附則

2020年3月1日制定・施行